

介護ショップ ゆうなぎ 指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ライフサーブが開設する介護ショップ ゆうなぎ（以下「事業所」）が行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業等」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員その他の従業者（以下「専門相談員等」）が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な福祉用具貸与を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 介護ショップ ゆうなぎ
- 2 所在地 神奈川県小田原市西酒匂 1-5-2-1F

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。

- 2 専門相談員 3名（常勤兼務2名 非常勤兼務1名）

専門相談員は、指定福祉用具貸与事業等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする（祝日は営業する）。12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。24時間電話連絡可能。

(指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は次のとおりとする。

- 1 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する説明を行い貸与に係る同意を得て交付するものとする。
- 2 貸与する福祉用具の福祉用具貸与計画書及び介護予防福祉用具貸与計画書を作成し利用者への説明を行い同意を得て交付を行う。福祉用具貸与計画書及び介護予防福祉用具貸与計画書の作成後、実施状況の把握を行う。
- 3 貸与する福祉用具の機能安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 4 利用者の身体の状態等に応じて福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に十分な説明を行った上で同意を得て交付するものとし、必要に応じて、使用方法の指導を行う。
- 5 利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。

(取り扱う種目)

第7条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の取り扱う種目は、次のとおりとする。

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、認知性老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置、その他

(利用料等)

第8条 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与の利用料等は、次のとおりとする。

- 1 利用料 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、カタログの通りとし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その1割また

は2割または3割の額とする。

2 レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

① 契約の開始日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額

契約の開始日とその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額

② 契約の終了日とその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額

契約の終了日とその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額

③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

3 その他の費用 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、

その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えてから、1キロメートル単位、15円

また、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、その実費を徴収する。

(例 窓からの搬入・搬出は各5000円、2階への搬入・搬出は各20000円)

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業の実施は、小田原市、南足柄市、大井町、開成町の地域とする。

(消毒及び保管方法)

第10条 指定福祉用具及び指定介護予防福祉用具の消毒及び保管等は、小山株式会社に委託することとし、その方法は別添資料によるものとする。

委託先：小山株式会社 (奈良市大森町47-3)

小山株式会社 南関東営業所 (横浜市鶴見区駒岡2-15-16)

委託内容：消毒・保管・運搬・点検

2年に1回、委託先を訪問し消毒の実施状況等の確認を行う

(苦情を処理するための措置の概要)

第11条 苦情があった場合はただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(事故処理)

第12条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

1 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、採用時研修(採用後1か月以内)、継続研修(年1回)を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 従業者は会社の全額費用負担により年1回の健康診断を実施する。

5 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は有限会社 ライフサーブと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年9月1日から施行する。

この規程は、令和1年11月1日から施行する。